

成立手数料変更申出書

福島県弁護士会示談あっせんセンターの下記1記載の事件につき、成立手数料は.....円と定められましたが、下記2に記載した特別の事情がありますので上記成立手数料を変更されたく、示談あっせんの手数料等に関する細則第4条第5項に基づき本書をもって申し出ます。

1 事件の表示

事件名 示談あっせん事件
事件番号 平成.....年第.....号
当事者 申立人..... 相手方.....

2 成立手数料の変更を求める特別の事情

- 成立手数料の減額を求める
- 経済的事情により負担することができない
添付書類 生活保護受給証明書 所得証明書
 - 申立以前に相手方が一部の支払義務を認めておりその履行が確実であった(任意保険会社関与の交通事故で過失相殺が争点の場合等)。
 - 経済的利益が名目額で現実には回収困難
 - その他
-
- 成立手数料の増額を求める
- 事案複雑
 - その他
-

平成.....年.....月.....日

申出人 氏名 ⑩

上記申立を相当と認め、成立手数料.....円を.....円に変更する。

上記申立は下記の理由により不相当であるから、これを却下する。
(理由の表示)

平成.....年.....月.....日

福島県弁護士会示談あっせんセンター
センター長 ⑩